

[文献名] 朝鮮総督府『施政三十年史』、「後編 第七期 南総督時代 第二十一 社会施設」、886～887 頁)

[作成年月日] 1940 年 10 月 1 日

[作成者] 朝鮮総督府

[典拠] 原本。

[原本所蔵機関] 国立国会図書館、主要大学図書館など。

[復刻等] 名著出版から 1972 年に復刻。

#### (四) 朝鮮人労働者の内地方面への供出

朝鮮人労働者の内地移住に就いては、中央の方針に順応し、従来一定の制限を加へて来たが、事変以来時局産業に於ける労務要員は加速度的激増を来たし、之が給源を内地のみに求むることの不可能なる状態に立至ったので、労務動員実施計画の設定に基づき、昭和十四年七月新たに内鮮一体を基調とせる募集に依る朝鮮人労働者の内地移住対策の協定就り、同年九月より之が移住を開始し、既に多数労働者の渡航を見たのである。

更に昭和十五年度に於いても前年度以上の労働者を移住せしむることとなり、引続き募集を許可してゐる。而して是等移住労働者の稼働成績は極めて良好にして、内地各方面に於ける朝鮮人觀の是正に貢献して居る。又帝国の南方政策より南洋群島へも開拓民として約六百家族を移住せしむる等、今次事変に於て我が朝鮮は労務動員計画上もつとも重要使命を果たしつつある。

斯くの如く移住労働者の成績の良否は聖戦目的達成上至大な関係あるは勿論、内鮮一体の具現上にも影響少からざるに鑑み、之が人選等に就いては特に慎重を期し、内地移住に対する供出費として昭和十四年度より年額十六万七千円余の予算を計上すると共に、鮮内労務調整上の影響を考慮し募集地域は主として南鮮六道に限定して居る。